

塩竈市スポーツ顕彰事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、塩竈市スポーツ賞顕彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（顕彰の種類及び基準）

第2条 顕彰の種類及び基準は次のとおりとする。

（1）塩竈市スポーツ栄誉賞

ア オリンピック及び世界選手権、アジア大会及びユニバーシアード大会等の国際競技（以下「国際競技大会」という。）で優秀な成績を収めた個人及び団体

イ 世界記録及び日本記録又はこれに準じる記録を樹立した個人及び団体

（2）塩竈市スポーツ賞

ア 国際競技大会に出場した個人及び団体

イ 国民スポーツ大会及び全日本選手権大会等の全国規模の競技会（以下「全国競技大会」という。）において優勝した個人及び団体

（3）塩竈市スポーツ奨励賞

ア 全国競技大会において上位入賞した個人及び団体

2 塩竈市スポーツ栄誉賞を受賞した者は、以後の功績について、塩竈市スポーツ顕彰では取り扱わないものとする。

（対象者の範囲）

第3条 顕彰の対象者は、次の各号のうち1以上を満たすものとする。

（1）塩竈市内に住所を有する者

（2）塩竈市内の事業所に勤務する者

（3）塩釜市体育協会に加盟する団体に所属する者

（4）塩竈市内の学校に在学する者

（表彰対象期間）

第4条 顕彰の対象とする功績期間は、顕彰対象年の1月から12月までとする。

ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（被顕彰候補者の推薦）

第5条 被顕彰候補者の推薦は、原則として教育長及びスポーツ関係団体の長が行うものとする。

2 推薦者が候補者を推薦しようとするときは、推薦書（様式1）を作成し、教育長を経

由して、市長に提出するものとする。

(事務担当)

第6条 塩竈市スポーツ賞に関する事務は、教育委員会生涯学習課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。